

## 平成25年稲敷市農業委員会第3回総会

〔3月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
  - 日程 5 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について
  - 日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
  - 日程 7 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
  - 日程 8 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
  - 日程 9 現況証明願に対する証明書の交付について
  - 日程 10 農地改良協議に対する同意について
  - 日程 11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
  - 日程 12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）

---

### 本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 議案第1号
- 日程 7 議案第2号
- 日程 8 議案第3号
- 日程 9 議案第4号
- 日程 10 議案第5号
- 日程 11 議案第6号
- 日程 12 議案第7号

---

### 出席委員

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君  | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君  |
| 3番 | 蛭原一君  | 19番 | 宮本善助君  |

4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎文雄君	21番	清原寿君
6番	松本文雄君	22番	加納昭君
7番	吉岡一仁君	23番	飯塚恒雄君
8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀男君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
13番	秋本精一君	29番	遠藤一行君
14番	篠崎文夫君	30番	糸賀泰夫君
15番	坂本一雄君	31番	山下恭一郎君
16番	古澤真和君	32番	高須一郎君

---

#### 欠席委員

---

#### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 3月18日（月） 茨城県農業会議第148回臨時総会  
 於 フェリベールサンシャイン 水戸市  
 出席者 加納会長、飯島事務局長補佐
- 3月25日（月） 稲敷市農業公社理事会  
 於 稲敷市役所東庁舎会議室  
 出席者 加納会長

---

午後3時5分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成25年3月の稲敷市

農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の出席委員は32名です。よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、30番糸賀泰夫委員、31番山下恭一委員、兩名を指名いたします。

---

### 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは議案書の1ページをお開きください。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。4件ありますが、まとめて報告いたします。

受理番号1番、八千石字八千石、田4筆、7,968平方メートル、

受理番号2番、釜井字前田、田2筆、2,217平方メートル、

受理番号3番、太田字上笹前、田1筆、2,096平方メートル、

受理番号4番、釜井字後田、田1筆、323平方メートルでございますが、いずれも、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものです。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

日程 3 報告第2号 農地法第3条第の3第1項の規定による農地等の権利移動届出  
について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条第の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条第の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。1点字句の訂正がありますのでお願いします。受理番号3番の取得日ですが、昭和45年7月10日になっております。こちら誤りでございまして、平成3年2月17日が正しい日にちでございしますので、訂正をお願いします。

受理番号1番、下太田字中坂道添ほか5地区、田4筆、畑5筆、計9筆、6,215平方メートルでございますが、平成24年12月7日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号2番、下君山字寺地内ほか3地区、田6筆、畑9筆、計15筆、17,508平方メートルでございますが、平成22年4月30日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は有でございます。

受理番号3番、大島字中蒲、田1筆、398平方メートルでございますが、平成3年2月17日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号4番、市崎字上荒田、田1筆、2,161平方メートルでございますが、平成21年12月12日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号5番、角崎字角崎ほか4地区、田7筆、畑6筆、計13筆、17,899平方メートルでございますが、平成24年3月27日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号6番、飯出字飯出、田2筆、4,237平方メートルでございますが、平成24年8月2日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号7番、浮島字関谷、田1筆、2,132平方メートルでございますが、平成21年10月20日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号8番、上之島字上ノ島、田4筆、畑1筆、計5筆、10,917平方メートルでございますが、平成25年1月26日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号9番、下君山字羽黒、田4筆、2,101平方メートルでございますが、平成24年1月24日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は有でございます。

受理番号10番、伊佐津字富士の下ほか2地区、田7筆、畑1筆、計8筆、4,430平方メートルでございますが、平成24年5月2日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望は無いものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

#### 日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、釜井字後田、田1筆、922平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

---

#### 日程 5 報告第4号 民事執行等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「民事執行等による農地等の売却に伴う現況照会について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○**農業委員会事務局長（森川春樹君）** 6ページをお開きください。

報告第4号、「民事執行等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎市部より照会があったものでございます。犬塚字塚原、宅地1筆、154.1平方メートルでございますが、さる2月22日担当委員と事務局で現地調査をいたしました。調査の結果、申請地は、宅地に該当いたしますので、買受適格者証明書は要しない旨報告をいたしました。

受理番号2番、越谷税務署より照会があったものでございます。佐原下手字下手、田3筆、2,809平方メートルでございますが、申請地は、農地法の「農地」に該当いたしますので、買受適格証明書を要する旨報告をいたしました。

受理番号3番、水戸地方裁判所龍ヶ崎市部より照会があったものでございます。柴崎字長峰、畑2筆、472平方メートルでございますが、市街化区域内のため、買受適格証明書は要しない旨報告をいたしました。

よろしくご承認をお願いします。

○**議長（加納 昭君）** これも、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

## 日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○**議長（加納 昭君）** 続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○**農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）** 7ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転4件、遺贈による所有権移転1件の計5件でございます。

受理番号1番、上之島字上ノ島、田1筆、1,021平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により自宅近くの農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、上之島字上ノ島、田1筆、466平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により自宅近くの農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、清久島字清久島、田1筆、1,298平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模拡大を考える受人に農地を譲渡するものであります。調査の結

果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、佐倉字成沢ほか1地区、田2筆、畑1筆、計3筆、計7, 335平方メートルについてでございますが、遺贈により農地を譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番、浮島字関谷、田1筆、1, 038平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模拡大のため受人に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の第1号の全部効率利用要件に該当し、受人となる許可要件を満たしていないものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。以上で議案第1号の受理番号1番から受理番号5番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番、2番について、坂本一雄委員より報告を願います。

○15番（坂本一雄君）15番坂本です。受理番号1番、2番について報告いたします。さる3月16日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培する農家です。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農業従事日数ですが250日であります。経営面積は208アールです。周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生ずるおそれがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、坂本富男委員より報告願います。

○12番（坂本富男君）12番坂本です。受理番号3番について報告いたします。3月17日に、受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は水稻栽培をしている農業者です。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター4台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台それに農業用トラック3台がありました。農業従事日数ですが本人が150日、そして母親が180日です。経営面積は327.86アールであります。周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生ずるおそれがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、宮本善助委員より報告願います。

○19番（宮本善助君）19番宮本です。受理番号4番について報告いたします。3月19日、事務局が受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培をしている農家であり、農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農

機具の所有状況ですが、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機それぞれを近所に住むいところより借りて行っているそうです。農業従事日数は90日、経営面積は87アールです。周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生ずるおそれがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について、宮本 昇委員より報告願ひします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号5番について報告いたします。3月21日、買受人宅で小貫委員と事務局で申請内容の確認をいたしました。受人は主に水稲、レンコンを栽培している農業者であります。所有の農地については、自宅周辺農地に違反転用が見られました。受人が耕作の用に供すべき農地に倉庫、作業所、車庫等を建築しており、借りている農地にも倉庫を建築しておりました。これらの農地に関しましては農地転用の許可を受けるように、本人に指導を行いました。したがって、これらの違法転用が解消されるまでは、すべての農地を効率よく利用して事業を行うは認められず、「全部効率利用要件」に該当しないと考えられます。農機具等の所有状況ですが、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農作業従事日数250日です。経営面積は508アールです。周辺の農地等の農業上の効率かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件の内1つを満たしておらず、報告書のとおり、不許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか

○4番（村山文雄君）4番村山です。違反転用がたくさんあると言っているが、どんな内容になっているのか、違反転用の内容を教えてください。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）事務局からお答えします。先ほど担当委員から説明がありましたように農業用倉庫、車庫、物置など4筆の農地に、自己所有地及び借りている農地等を含みまして4筆の農地に違反建築物が認められました。

○4番（村山文雄君）4番村山です。面積はどのくらいになるのか。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）はい、ざっと一反歩、1,000平方メートルほどです。

○4番（村山文雄君）4番村山です。農業用施設であるから指導すれば事後承認という形になって、なお悪気があって違反転用した訳とは思えないけれどその辺のところ、事務局でよく話し合っただけのあたり、よろしくお願ひします。以上です。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）はい、わかりました。事務局の方からも今後違反の是正という形で指導していきまして、違反が是正されましたら3条申請の方を、今後、許可申請等があれば受付をしたいと思ひます。

○議長（加納 昭君）その他、何かありますか。

○13番（秋本精一君）13番秋本です。今回の申請ですが、勉強というか、解らないこと



があるので教えてもらいたい。今回、申請人本人が買受人となっていますが、前回、以前に娘さんの名前で、買受の申請をしていましたが、このような場合、同一世帯でも別の人の名前であれば、許可が出るということでしょうか。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）農地法は世帯単位で考えておりますので、本来当時も違法転用であった形だと思いますが、調査がそこまで及びませんでした。前回は、気がつかなかったと思います。今回は、受人が去年の夏に転用の相談に来ておりました、事務局としては違反転用と把握しており指導していました。その時に全部違法転用を是正してから3条申請等できますと話はしていましたが、是正の前に3条申請が出てきましたので、許可要件を満たしていないと考えられます。

○13番（秋本精一君）13番秋本です。前は気がつかなかったので許可決定された。今回はそれがわかったから許可が出ない。これからは、この申請人は娘さんでも許可は駄目だということですか。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）はいそう言うことになります。違法転用しある農地が耕作すべき農地でありますので、そのような判断になります。

○13番（秋本精一君）はい、わかりました。

○議長（加納 昭君）その他、何かありますか。

2番関口です。4番の件ですが農業従事日数90日ですが、ほかの世帯員の従事日数が書いてないのですが、その辺どうでしょうか。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）失礼しました。下の部分、書き忘れです。90日ということをお願いいたします。失礼いたしました。全農作業90日で、今のところ、持っている農地が少ないもので、全部の農作業が90日でおさまるということです。90日です。原則150日以上ですが、150日以下でも60日以上150日以下農作業自分で全部やっているのであれば問題ありません。

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転に許可について」を採決いたします。採決は2回に分けていたします。まず、受理番号1番から4番までを採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可決定いたしました。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成少数であります。

よって本案は、不許可に決定いたしました。

---

日程 6 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。  
井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」でございます。水戸地方裁判所龍ヶ崎支部が行う競売物件に対する買受適格証明願の交付について4件でございます。

受理番号1番、競売物件、願出人は認定農業者で、農業経営規模拡大の為、買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、競売物件、願出人は農業経営規模拡大の為、買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、競売物件、願出人は農業経営規模拡大の為、買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、競売物件、願出人は認定農業者で、農業経営規模拡大の為、買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で議案第2号の受理番号1番から受理番号4番の説明を終ります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について秋本委員より報告をお願いいたします。

○13番（秋本精一君） 13番秋本です。受理番号1番について報告いたします。3月21日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、落花生などを栽培している農家です。所有の農地には休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しております。農業従事日数は170日であります。経営面積は223アールであります。周辺の農地等に農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており

報告書のとおり間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について、沖野谷委員より報告願います。

○26番（沖野谷秀雄君）26番沖野谷です。受理番号2番について報告いたします。3月24日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は水稻を栽培している農業者です。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、これは共同で所有しております。コンバイン、乾燥機はありませんが、これは委託でございます。農業従事日数ですが150日であります。経営面積は724アールでございます。周辺の農地等に農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番から4番について、糸賀泰夫委員より報告願います。

○30番（糸賀泰夫君）30番糸賀です。受理番号3番について報告いたします。3月18日受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は水稻を栽培している認定農業者です。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。農業従事日数は90日であります。経営面積は98アールでございます。周辺の農地等に農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議ほどお願いいたします。

続きまして、30番糸賀です。受理番号4番について報告いたします。3月21日、事務局が受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、玉蜀黍、落花生を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農業従事日数は250日、経営面積は403アールです。周辺の農地等に農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じる恐れがあるとは認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか

○16番（山崎健一君）16番山崎です。4番なのですが、石岡市の人が旧桜川の土地を買うということは、問題は、無いと思いますが、通作距離は、基準としてどのくらいですか、例えば、石岡の人が桜川のここを買った場合面積がもっと少なかった場合3000平方メートル位しかなかった場合、その場合には、ある程度基準は、ありましたよね、通作距離、

ちょっと教えてください。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）現在は、距離的規制は、無くなりまして、総合的に判断することになりました。ちなみに現地から自宅までの時間なのですが1時間弱ということです。

○16番（山崎健一君）1時間ですか。

○議長（加納 昭君）そのほか質疑ありますか。

○16番（古澤真和君）16番古澤です。受理番号3番なのですが、田んぼの面積がなくて、コンバイン2台所有しているとありますが、これは貸どりとか、何か理由があるのですか。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）審査表の面積が台帳より多いのは、相対で耕作している面積も含めてということ。それで作業受託等もしているということで、コンバイン等を持っていることです。

○議長（加納 昭君）そのほか質疑ありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり、証明書の交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程 7 議案第3号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する進達意見 決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。なお、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の規定に、永長秀敏委員が該当しますので、27番永長秀敏委員の退出を求めます。

〔永長秀敏委員退出〕

○議長（加納 昭君）退席いたしましたので、事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）9ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、佐原組新田字高丸、田1筆、1,907平方メートルについてでございますが、申請者は農業用資材置場として利用するものであります。申請者はホールクロッ

プサイレージのコントラクターで、飼料用稲によるホールクロープサイレージのロール置場として利用します。昨年の受託面積は、約40ヘクタールで、近年受託面積が増加しておりロール置場が不足しております。申請地は約65センチメートルの盛土を行い採石敷きとし、隣接農地との境界には土側溝を設置し保安距離を設けます。上下水道は無し、雨水は敷地外の水路へ放流となっております。また、稲敷市土砂等による埋立て等の規制に関する条例も申請中であります。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます

以上で議案第3号、受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番（坂本富男君） 12番坂本です。受理番号1番について、さる21日加納会長と事務局で現地調査及び申請書類の審査を行いました。審査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく農業用資材置き場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類を確認しましたが問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 審議が終了しましたので27番永長秀敏委員の入室を許可いたします。

〔永長秀敏委員入室〕

---

## 日程 8 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 10ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」でございます。転用事実証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、幸田字原山、畑1筆、771平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成15年4月16日付、南総農政指令第28号駐車場で許可を得ています。

受理番号2番、幸田字阿らく、畑3筆、813平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成21年4月16日付、南農企指令第3号駐車場で許可を得ています。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君） 23番飯塚です。受理番号1番、2番について、さる21日沖野谷委員と永長委員それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明どおりで間違いなく転用目的どおり駐車場として利用されていることを確認いたしました。また、添付書類を確認いたしました問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めません。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第4号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程 9 議案第5号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 21ページをお開き願います。

議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」でございます。

平成25年3月4日受理、釜井字後田、田3筆、1,023平方メートルの内、487

平方メートルの湿田解消の為の客土についてです。現在、耕作している申請地を、申請者が所有する市内の山林で採取した山砂79立方メートルで、約16センチメートル客土する計画です。すでに作業は終了している為、始末書が添付されております。

平成25年3月4日受理、曲渕字居下、1筆、1,302平方メートルの内、15平方メートルを育苗ハウス建替えの為の埋立てについてです。現在ある育苗ハウスを建替えする為、市内の個人が所有する山林で採取した山砂15立方メートルで申請地を1メートル埋め立てる計画です。すでに作業は完了している為、始末書が添付されております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明を終了します。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり同意に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程 10 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）よろしく申し上げます。12ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、4件、14筆、35,980平方メートル、再設定が28件、89筆、163,734平方メートル、合計32件、103筆、199,714平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、浮島字妙岐ほか1地区、田2筆、1,996平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、

受理番号2番、本新、田3筆、8,931平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米1.5俵、いずれの2件の設定を受ける者

は、経営面積1,008アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、220日の農業者です。

受理番号3番、甘田字西ほか1地区、田4筆、15,525平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積661アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、170日の認定農業者です。

受理番号4番、上之島字上ノ島ほか1地区、田5筆、9,528平方メートル、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は10アールあたり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積1,922アールの水稻を作付けする農業生産法人です。

受理番号7番から32番の再設定については、議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

---

## 日程 11 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権転貸)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） 29ページをお願いします。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。今回は、再設定が1件、田1筆、畑1筆、計2筆、14,997平方メートル、稲敷市農業公社を介しての転貸です。

受理番号1番は再設定で、議案のとおりです。

以上、よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑



ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第7号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について(利用権転貸)」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

---

○議長(加納 昭君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) それでは異議なしと認めます。

これをもって、平成25年3月の稲敷市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午後4時9分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ㊟

30番 糸 賀 泰 夫 ㊟

31番 山 下 恭 一 ㊟